

入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県情報産業協会（以下「この法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- ① 正会員 3万円（会員補強期間 0万円）
- ② 特別賛助会員 なし

(年会費)

第3条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- ① 正会員 6万円
ただし、役員の前会員も通常6万円であるが、経営環境によって、最大12万円とすることがある。
- ② 特別賛助会員 10万円

(会費等の使途)

第4条 前2条の入会金及び会費は、使途を定めないものとする。

(変更)

第5条 この規程は、定款第6条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

(徴収方法)

第6条 入会金及び年会費の徴収方法については、次に掲げるところによる。

- ① 入会金
請求後1ヶ月以内に指定する銀行口座に振込み（手数料は会員負担）又は現金一括払いとする。
- ② 年会費
当年度分を4月末迄に指定する銀行口座振込み（手数料は会員負担）又は現金一括払いとする。
中途入会に関しては上期入会（4月から9月）は年会費全額、下期入会（10月から3月）は年会費の半額を徴収する。請求後1ヶ月以内に指定する銀行口座に振込み（手数料は会員負担）又は現金一括払いとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。